

地区計画区域内建築物の主な制限について

《ウトナイ地区》

苫小牧市

**地区計画の建築物の主な制限**

<ウトナイ地区>

地区の名称		一般住宅地区	沿道住宅地区	近隣サービス地区	工業地区
用途地域		第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域 準住居地域	第二種住居地域	工業地域
建ぺい率	用途地域	60%	60% 60%	60%	60%
	*地区計画	—	—	—	—
容積率	用途地域	200%	200% 200%	200%	200%
	*地区計画	—	—	—	—
防火に対する制限		—	—	—	—
敷地面積の最低限度		200m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>	500m <sup>2</sup>
壁面位置の 最低限度	用途地域	—	—	—	—
	*地区計画	—	—	—	—
高さの 最高限度	用途地域	—	—	—	—
	*地区計画	—	—	—	—
建築物の用途の制限		建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 学校、図書館その他これらに類するもの 4 病院又は診療所 5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6 令第130条の5の3各号に掲げる建築物の用途に供するもの 7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 8 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物 9 前各号の建築物に附属するもの 10 前各号の建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 令第130条の6に定める工場 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 病院又は診療所 6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 7 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの 8 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 9 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物 10 前各号の建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 1 住宅(長屋及び管理用住宅並びに次号から第6号までに掲げる建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。) 2 建築物の1階部分を共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの 3 学校(幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校を除く。) 4 自動車教習所 5 マージャン屋、ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 畜舎(床面積の合計が15m <sup>2</sup> 以下のものを除く。)	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 1 住宅(長屋及び管理用住宅並びに次号から第7号までに掲げる建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。) 2 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿(当該計画地区内に設置する事業所の従業者のための寄宿舎を除く。) 3 図書館又は博物館 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(当該計画地区内に設置する事業所の従業者のための保育所を除く。) 5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 6 マージャン屋、ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 畜舎(床面積の合計が15m <sup>2</sup> 以下のものを除く。)
建築物の形態又は意匠の制限		北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は建築設置してはならない。  ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は建築設置する場合は次の要件を満たすものでなければならぬ。  1 北海道屋外広告物条例施行規則第1条の4に規定する第3種許可地域の要件を満たすもの 2 三角柱看板及びこれに類似しないもの 3 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なわないものの	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は建築設置してはならない。  ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は建築設置する場合は次の要件を満たすものでなければならぬ。  1 北海道屋外広告物条例施行規則第1条の4に規定する第3種許可地域の要件を満たすもの 2 三角柱看板及びこれに類似しないもの 3 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なわないものの	—	—
垣又は柵の構造の制限		住宅については、高いの高さを1.2m以下とする。 ただし、生垣はこの限りではない。	住宅については、高いの高さを1.2m以下とする。 ただし、生垣はこの限りではない。	—	—
土地利用の制限		地区内の緑地を保全する	地区内の緑地を保全する	地区内の緑地を保全する	地区内の緑地を保全する

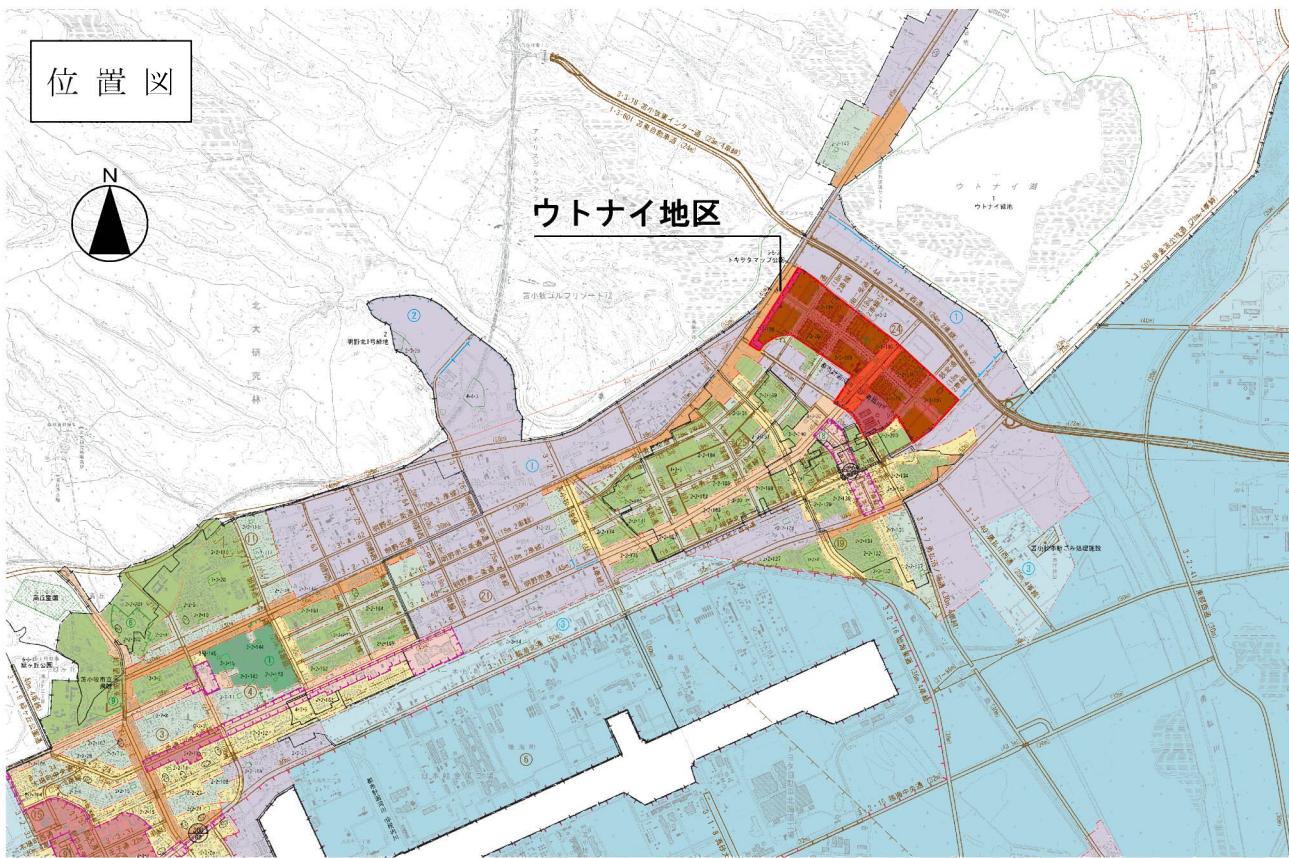
※地区計画欄に記載があるものは、地区計画による制限が優先されます。

## 苫小牧圏都市計画ウトナイ地区地区計画 位置図・計画図

位置図



### ウトナイ地区



計画図



### 凡 例

—	地区計画区域
■	一般住宅地区
□	沿道住宅地区
■	近隣サービス地区
■	工業地区

